

とうおん移住定住 補助金のご案内！

志津川土地区画整理組合が販売する保留地を購入し、新たに居住を開始する方を対象とした補助制度が創設されました！

最大150万円！

種別	要件	補助額
基本	(1) 平成28年度以降に売買契約を締結した保留地等において、土地の引渡し後2年以内に住宅を取得し、かつ、居住を開始した者 (2) 保留地等において取得した住宅の所有権を有する者 (3) 同一世帯全員が、市税等を滞納していない者 (4) 自治区（「組」及び「区」）に加入している者 (5) 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者	30万円
加算	①交付申請日において、18歳未満の子（申請年度の4月1日現在）が同一世帯にいる場合	1人につき40万円
①～③の合計 【上限120万円】	②東温市外から転入した場合	30万円
	③取得した住宅が東温市志津川グリーン・エコー認定要綱（平成25年東温市告示第81号）の認定を受けている場合	10万円

住みたい！ そんな方！

土地を探している！

東温市で そんな方！！

是非お問合せ
下さい！



東温市イメージキャラクター いのとん

保留地・補助制度
に関するお問合せ

東温市役所都市整備課（志津川土地区画整理組合事務局）
TEL：089-964-4412（平日8時30分～17時15分まで）

志津川土地区画整理事業

検索